

■ダイオキシン汚染物処分に関する疑問・不審点

1. 外部処理への方針転換

○三池製錬(株)との契約(H27.8.6)は、次の点から適切とはいえない。

- ①汚染物の処分地や処分方法を変更するのであれば、組合議会に十分説明すべき。
- ②決裁文書上、外部処理することとなった理由や経過（いつ、だれが、どのような理由で判断したのか）が確認できない。
- ③特に地元（豊能町戸知山）で処分できなかった顛末が確認できない。
- ④三池製錬(株)との契約に際し、見積書を徴しているが、通常複数の見積書を事前に徴したうえで、金額の妥当性を判断すべきところ、その手続きがなされていない。

2. 産廃への分類変更

○「一廃」を「産廃」へと変更した手続き(H28.2.3)は、次の点から適切とはいえない。

- ①変更の根拠としている関係者からの聞き取りや、内容物の確認などは平成16年に当該廃棄物を「一廃」と判断した際にも、一定判明していた事実であり、新たに判明した事実はないと考えられる。
- ②分類を変更するにあたり、全てのドラム缶の内容物を確認することもなく、また、新たに内容物の確認を行った際の写真なども確認できない。
- ③本件のこれまでの経過及び案件の特異性を考慮すると、事前に大阪府等との協議を行うべきである。
- ④廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）では、ごみ処理施設等から生じたばいじんや汚泥などは「特別管理一般廃棄物」に位置付けられており、これらを明確に一部（8割）の「産廃」と分離できない限り、全体を「産廃」と位置付けるのは無理がある。

3. 産廃処分委託契約

○関西環境建設(株)との契約(H28.2.9)は、次の点から適切とはいえない。

- ①汚染物の処分地や処分方法を変更するのであれば、組合議会に事前説明すべき。
- ②三池製錬(株)との契約を解除し、新たに契約を締結すべき。
- ③新たな契約前には、一旦、排出元である豊能町に汚染物を持ち帰るべき。
- ④決裁文書上、契約理由（随契理由）や経過（いつ、だれが、どのような理由で判断したのか）が確認できない。
- ⑤特に三池製錬(株)で処分できなかった顛末が確認できない。
- ⑥契約に際し、関西環境建設(株)から見積書を徴しているが、通常複数の見積書を事前に徴したうえで、金額の妥当性を判断すべき。また、見積書に押印されている印影が、関西環境建設(株)のものと異なっている。

4. 契約に関する覚書

○三池製錬(株)及び関西環境建設(株)との契約は、次の点から適切とはいえない。

- ①いずれの契約も、契約書以外に委託料の支払いに関する覚書を締結。これにより汚染物の処分に関する流れと金銭の流れが一致せず不適切であり、廃掃法違反の可能性あり。
- ②覚書に記載のある業者と施設組合の関係が不明確である。
- ③いずれの契約にも仲介業者（株）環境テクノロジーが関係しているが、正式に施設組合から仲介業務を委託した訳ではなく、また、廃掃法関連の資格も有していないため、廃掃法違反の可能性あり。
- ④（株）環境テクノロジーに、施設組合から委託料（9,650万円）が支払われているが、（株）環境テクノロジーからは、（株）新生興業へ500万円と牧野運送（株）に108万円が支払われたのみであり、差額の約9,000万円の使途が不明である。
- ⑤委託料（9,650万円）については、H28.2.16に完了検査が実施され、H28.2.22に組合から（株）環境テクノロジーに支出されているが、実際に関西環境建設（株）で中間処理が終了し埋立て処分されたのはH28.2.23である。

5. 無害化実証試験

○日本環境保全（株）（茨城県稲敷市）での実証試験は、次の点から適切とはいえない。

- ①試料提供に関する決裁起案日はH28.2.1であるが、この時点で汚染物は三池製錬（株）にあり、処分地（大牟田市）の変更も確定していない状況で、試料提供を行うことは不適切である。
- ②H28.2（日付不明）に（株）環境テクノロジーから無害化実験用試料提供の申請書が提出されているが、運搬及び処分に要する経費負担等が不明確である。